



Title	倭名類聚抄の十巻本と二十巻本
Author(s)	宮澤, 俊雅
Citation	北海道大學文學部紀要, 47(1), 113-156
Issue Date	1998-10-09
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/33717
Type	departmental bulletin paper
File Information	47(1)_P113-156.pdf



倭名類聚抄の十巻本と二十巻本

宮 澤 俊 雅

倭名類聚抄には十巻本と二十巻本があり、そのいずれを原形と見るかは説が分かれる、とするのが現時点での大方の見方であろう。十巻本と二十巻本の両種があることを示したものは、十三世紀後半の『本朝書籍目録』^①に「倭名類聚抄二十巻 源順撰／和名 十巻」と両本を併記したのに始まるが、一六一七年（元和3）の古活字本『倭名類聚鈔』^②でも、林羅山の序に「詳本」「略本」、那波道円の凡例に「多者」「少者」と両種の存在を示している。ただし、ここでは、いずれが原形かということについては言及していない。道円は「是書篇帙有多少、少者世多伝焉、多者纔存一部而已、但恐其久而亡故、命工新刻焉」（倭名類聚抄には十巻本と二十巻本がある。十巻本は世に多く伝わっているが、二十巻本は一本しか伝わっていない。このままでは二十巻本が失われるかもしれないので、（古活字本は二十巻本をもとに）印刷出版した」と記しており、複数の十巻本とただ一種の二十巻本を見ていたことが知られる。

古活字本そのものは二十巻本として出版され、以後はこの系列の板本が流布本となり、十巻本については一部の者にしか知られぬ状態が続いたが、一八〇一年（享和元）に尾張本の模刻である『尾州大須宝生院蔵倭名抄残篇』^③が出

されて、部分的にはあるが十巻本がはじめて公刊されたのである。この享和板本の跋文で稻葉通邦は初めて倭名類聚抄諸本を比較してその先後関係を論じた。この論は十巻本原撰説として受け取られているが、彼の言う十巻本は現在普通に言われている十巻本とは異なっており、伊勢本の序文に「勅成十巻」「四十部二百六十八門」とあるのが原撰本であり、尾張本がこれに相当するものである（この跋文が書かれた時点では尾張本も「勅成十巻」の部分が未だ発見されていなかったため、何巻から成るか不明であった）。通邦の見た伝本は道円刊本・伊勢本（および伊勢広本）・尾張本の三種であり、十巻本の完本は見えておらず、十巻本Ⅱ「少部」本が、十巻から成ることを知らなかった。また、伊勢本・伊勢広本は全二十巻のうち、巻三〜八が「少部本」、それ以外が「多部本」という取り合わせ本であるが、通邦は巻二〜八が少部本であると誤認している。そして尾張本の部門構成を多部本巻一及び少部本（実は多部本）巻二のそれと比較して、「尾張本が原形で、少部本・多部本、ともに改変本である」と結論づけたのである。

その後、一八一九年（文政2）の平田篤胤の『古史微開題記』に十巻本を初撰、二十巻本を源順自身による増補訂正改撰とする伴信友の説も紹介されているが、両種の諸本を詳しく比較考察して十巻本原撰説を打ち出したのは狩谷掖斎である。これ以後一九六〇年頃まで、大方の論説は、十巻本が原撰であることを前提として二十巻本への改編を考究するものであった（矢島三郎氏^⑤、秋本吉郎氏^⑥、坂本太郎氏等^⑦）。早く一九三六年（昭和11）に和田英松氏は『本朝書籍目録考証』において、二十巻本が原本に近く、十巻本はこれを抄略したものであるとする意見を示しているが、二十巻本原撰説が論として出されるのは、一九六三年（昭和38）の築島裕氏の「図書寮本類聚名義抄と和名類聚抄」に始まるといってよいであろう。その後、一九八〇年代には二十巻本原撰説を支持する論が出されるが、これに対して、十巻本原撰説の側からの目ぼしい反論はされていない。このため、「二十巻本を原撰とする見方も有力になった」^⑧

等の記述も見られるのであるが、実際のところは、二十巻本原撰という説を成り立たせるには種々に仮説を提示する必要がある、一方、平凡な十巻本原撰説にはいままら特異な仮説を提示するまでもないことの現れだと言えなくもないのである。

倭名類聚抄に限らず、複数の諸本が伝わる文献の初源の状態を探るには、各諸本を相互に比較検討し、基礎的な文献批判を行うことは当然のことであろう。道円の古活字本、校斎の箋注本、共に諸本を参看し、校訂したものである。十巻本・二十巻本先後の諸説は多くこれらの成果の上に箋注本（十巻本）と古活字本（二十巻本）を比較して論じられることが多かった。しかし校斎以後においても新たに五本の伝本が見出されており、それに相応して諸本の関係が解明されているところもある。

筆者は二十年来、倭名類聚抄の初源を探るべく、諸本を比較検討して来た。ただ、早急に十巻本と二十巻本の先後を決しようとするのではなく、十巻本・二十巻本のそれぞれの祖形を求めることを取り敢えずの目的とし、事柄が両系統の先後に関わる問題に立ち入る時には、双方の立場に立つて両様の解釈や仮説を立てるように努めて来た。

十巻本・二十巻本の先後を決定するのに、何らかの「証拠」を提示して「立証」するのは容易なことではないであろう。しかし、結論は「十巻本原撰」「二十巻本原撰」のいずれかであるとすれば、その双方を前提として、仮にそれぞれの立場に立つて種々の事象を解釈し、説明可能な仮説を立てて行けば、最終的には双方で立てられた解釈・仮説を比較し、より自然な、納得の行く方を「正しい前提」によるものと判断することができよう。

本稿では、校斎以後の諸氏によって提示された両系の先後論について、二十数項に分けて右に述べた方法による検

証を試みるが、その前に、現時点でまとめ得る倭名類聚抄諸本の関係を述べておきたい。

十巻本諸本は、椋斎の挙げたのは京本（及び又一本）⁽¹²⁾、伊勢本⁽¹⁴⁾、昌平本⁽¹⁵⁾、尾張本⁽¹⁶⁾⁽¹⁷⁾⁽¹⁸⁾、曲直瀬本⁽¹⁹⁾、下総本の五本である。これらの伝本の中には現在所不明のものもあるが、内容は転写本によって知ることができる。また椋斎以後に見出された伝本に松井本⁽²¹⁾、高松宮本⁽²²⁾がある。京本（完存）、松井本（完存）、伊勢本（巻三―八）、高松宮本（完存）、曲直瀬本第二冊（巻三―四）は同類の伝本であり、京本類としてまとめることができる。曲直瀬本第一冊（巻一―二）は第二冊とは異系統である。

十巻本で完存あるいはほぼ完存するものは京本類と下総本であり、昌平本は六巻（巻一―六）が現存している。これらを系統的にみれば、十巻本は下総本系と昌平本系に分かれ、昌平本系は更に昌平本と京本類に分かれる。また、各本の十巻本祖本からの隔たりをおおよその上中下の三段階で示せば、京本類・昌平本は「中」、下総本は「下」となる。下総本は十巻本本来の体例は守っているが、増注も少なくない。

尾張本（巻一―二）・曲直瀬本第一冊（巻一―二）は二巻弱の現存状況のため、系統的な位置を確定することはできないが、親疎関係だけで言えば下総本系に近い。祖本との関係では尾張本は「上」、曲直瀬本第一冊は「下」となる。右の状況であるので、十巻本の祖形、つまり、少なくとも二十巻本との先後を論ずる際の「十巻本」テキストは、尾張本の存する範囲ではおおむねこれに従い（他の本も当然参勘すべきであるが）、それ以外の範囲では下総本系と昌平本系の共通する所を採り、もし両系背馳するときは十分の「批判」をした上で採り上げる必要がある。

二十巻本諸本は、椋斎の見たのは伊勢広本⁽²³⁾と那波本（道円本Ⅱ古活字本及び板本）のみであるが、その後見出され

たものとしては高山寺本⁽²⁴⁾、大東急本⁽²⁵⁾、そして標目のみを残す名古屋博物館本⁽²⁶⁾がある。校訂本である古活字本と標目のみの名古屋本を別にとすると、伊勢広本（巻一一二、九一二十）と大東急本（ほぼ完存）は非常に近い関係にあり、共通祖本を想定することができるが、この共通祖本は前半（巻一一十）と後半（巻十一一二十）で異質のものである。そこで二十巻本は

A本 高山寺本（巻六一十）

B本 伊勢広本（巻一一二、九一十）、大東急本（巻一一十）

C本 伊勢広本（巻十一一二十）、大東急本（巻十一一二十）

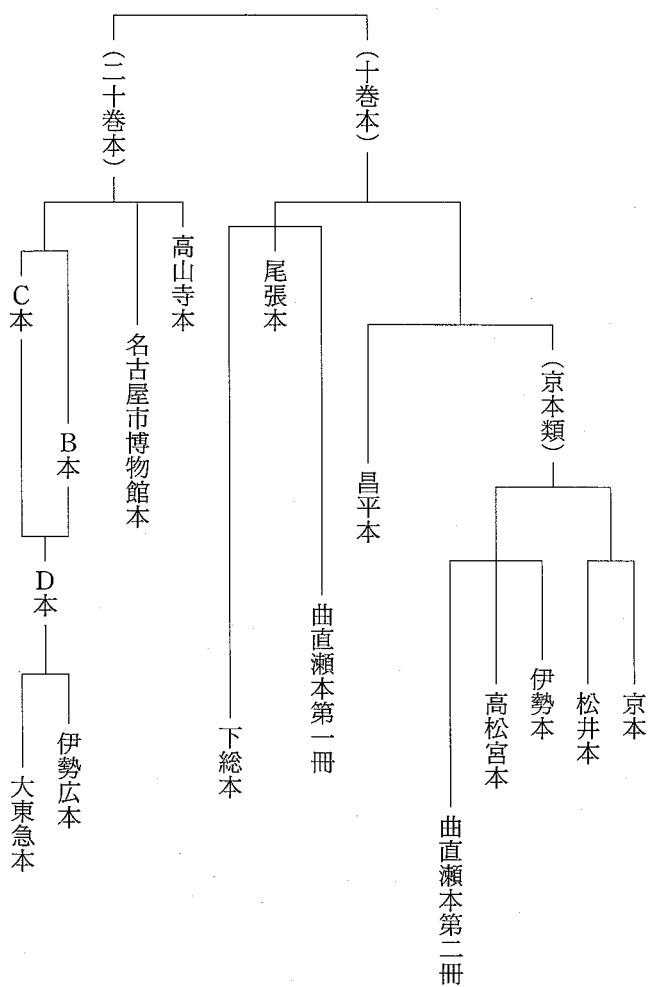
の三類にわけられる。このうち、前半部分で十巻本との比較の対象となるのは、高山寺本（A本）は巻六一九の郷里部を別にする、巻十のみであり、B本も職官・国郡等を別にすれば、巻一一四と巻十の五巻である。A本とB本で重なり合うのは巻十のみであるが（しかもB本は巻十の後半が欠けている）、それでもA本が古形で、B本がA本を元にして改変したものであることは容易に推量される。一方C本は、A本、B本と重なり合うところが全く無いので、字面の直接比較による系統立てを求めることはできない。従って十巻本との先後を論ずる際の「二十巻本」テキストは、巻一一四はB本（祖形との関係は「下」）、巻十はA本Ⅱ高山寺本（祖形との関係は「上」）、巻十一一二十はC本（祖形との関係は「上」）と、三類を峻別して比較する必要がある。

以下に両系の伝本の比較の概略を示しておく。○印は各範囲での最善のテキストである。

倭名類聚抄の十卷本と二十卷本

卷十	卷九	卷八	卷七	後	卷六前	卷五	卷四	後	中	卷三前	後	卷二前	卷一	京本類	十卷本	下総本	尾張本
中	中	中	中	中	○中	中	中	中	中	中	○中	中	中	中	中	中	中
				中	○中	中	中	中	中	中	○中	中	中				
下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下				
												○上	○上				
										○上	○上			A本			
○上	○上	○上	○上	○上		○上	○上	○上						C本			
					下						下	下	下	B本	二十卷本		
第 20 卷	第 19 卷	第 18 卷	第 17 卷	第 16 卷	第 15 卷	第 14 卷	第 13 卷	第 12 卷	第 11 卷	第 10 卷	第 10 卷	第 3 卷	第 3 卷	第 1 卷			
												4		2			

諸本の系統的概略は次のようになる。



倭名類聚抄の十巻本と二十巻本

それでは以下に項目を立ててそれぞれについて双方の側から検討して行くが、各項目はまず、事象・事実を（又は論者が事実と考えている事柄を）挙げ、次いで十巻本原撰説の場合は十説、二十巻本原撰説の場合は廿説として論の引用なり要約なりを示し、さらにそれと反対の論を廿説又は十説で示し、最後に、もし最初の事象・事実が訂正されるべきであれば、再説としてまとめる、という形式で記して行く。

1 部門構成の比較 1

「十巻本の廿四部の分類配列の大綱は……分類意識を以て次第せられ秩序立つた整然たる体系である。然るに廿巻本は局部的には条理が立つても全体として見ると統制のとれないうらみがある。」（矢島²⁷）

「十巻本は、二十巻本に比べて、意義分類の点で徹底してをり、類似の意味を有する部が纏められてゐる」「総じて、二十巻本の分類の部立の排列順は論理的に徹底してゐない嫌がある」「二十巻本では、分類の部が変る所でも、各の項出語には或種の意味・文字上の聯想のやうなもので継続してゐると思はれる点がある」（築島²⁸）

十説

「廿巻本の分類は……十巻本の分類意識に対する充分の理解も無く、改造したため原撰者の条理ある意図を破壊するものも現れ分類の後半に於て全体としての調和を欠くものも生ずるに至つた。」（矢島²⁹）

廿説

二十巻本は「意義分類を目指したのであるが、」「諸所に聯想的に筆を走らせた点があり、まだ意義分類の方針が徹底してゐなかつた。それを、十巻本に改編する際に、実現して、類似の意味の部を極力集めて纏めるやうにした」

(築島)³⁰⁾

再説

十巻本の整備と二十巻本の不整を、十説は秩序から素乱へと解釈し、廿説は未整備から整備へと解釈する。(愚案)

2 部門構成の比較²⁾

「二十巻本では、その部の中に収められた項目の内容・機能に重点をおいて、それが類似するのなるべく相隣るように並べているが、これに對して、十巻本では、形式的・外形的な面に重点をおいて配列しているという見方が可能である。」(築島)³¹⁾

廿説

「二十巻本の順序が不整備であるとは必ずしも断ぜられないのであつて、十巻本は確かに形式的には単純化しているといえるが、それは外面的であつて、内実は却つて二十巻本の方が有機的だともいえる。」(築島)³²⁾

十説

「廿巻本は局部的には条理が立つ」(矢島)³³⁾

再説

整備と不整の先後は両様に解釈できるとは言え、一般的には両種の伝本がある場合、出来上がったものを後人が崩して作り替える、と見るのが素直である。そして、他の条件がこれと矛盾するときに初めて、未整備から整備へ、

倭名類聚抄の十巻本と二十巻本

(安易な説では、草稿から完成稿へ) という解釈が意味を持つてくるのであつて、辞書研究者に往々見られる「未整備から整備」が辞書書承の原理ではない。廿説は二十巻本を不整と見ることを止め、十説の「局部的」を「有機的」と読み替えて「秩序から紊乱へ」に解釈し直したものである。これは、主要な論拠を他に有しているためでもある。(愚案)

3 類書の部門構成との関連

部門構成は二十巻本のほうが、『芸文類聚』や『幼学指南抄』と共通するものが多い。(築島³⁴)

廿説

「このことは、二十巻本、十巻本の先後関係を考える上に参考となるであろう。」(築島³⁵)

先行する類書に共通するものが多い以上、二十巻本の部門構成の方が十巻本のそれに先行するであろう(先行類書に模したものを不整とは言えない)。(愚案)

十説

十巻本は漢語抄類などから得た字彙材料を過不足無く分類したため、独自の部門構成となっている。二十巻本は十巻本を一般的な(漢土以来の権威ある)類書の形態に改めたため、部門構成が先行し、空白となる国郡・職官・曲調・薬名などの部門名に対して和名とは言いがたいもので穴埋めして形を整えた。(愚案)

4 高山寺本の居処部第十

高山寺本は「居処部第十」となっている。

廿説

「居処部第十」が誤写でないと考える立場に立てば、「第十」は十巻本の「第六」とも、二十巻本（道円本）の「第十三」とも異なるので、高山寺本は増補か削減の途中段階としか考えられない。しかるに高山寺本居処部の最初は「居宅類百三十六」でこれは二十巻本（道円本）と一致する（十巻本は二十七）。削減の過程で居処部第十三が、↓第十↓第六となるのに合わせて居宅類百三十六が、↓百三十六↓二十七となることは考えられるが、増補の過程で居処部が第六↓第十となり、さらに↓第十三と増加するのに居宅類の方が二十七↓百三十六となった後は、百三十六のまま増加しないということは考えられない。「居処部第十」を、十巻本から廿巻本への増補の中間過程と考え、て解釈する道は、論理的に閉ざされている。」（渡辺³⁶）

十説

道円本の部門序数は道円が校訂して整えたものである。B本C本では天部第一、地部第二、水部第三、歳時部第四となり、この後は数え直して鬼神部第三、以下疾病部第七を補って、居処部は「第十二」である。郷里部は国郡部第十一に摂せられているが、高山寺本では独立して別番号になっている。高山寺本では職官部・国郡部も部序数から独立していたものとすれば、「居処部第十」は「音楽部第九」に直結するものとなる。高山寺本が増補か削減の途中段階としか考えられない、とするのは当たらない。（宮沢³⁷）

倭名類聚抄の十卷本と二十卷本

5 神靈類

十卷本は天地部の中に神靈類があるが、天地部の部頭目録の神靈類の下に「有天神地神／故取於此部」とある。二十卷本は神靈類に相当する所が鬼神部第五（神靈類と鬼魅類から成る）となっており、天地部のその他の部分は天部第一、地部第二、水部第三と成っている。（名古屋博物館本のように、「二十卷本は、神靈類に相当する所が鬼神部第三（神靈類と鬼魅類から成る）となつて、天地部第一とは別になつてゐる」というのが本来の形である。）

廿 説

「この「取於此部」といふ句を、「この部に故らに取り入れた」といふ意に解するならば、十卷本の天地部第一は、二十卷本の天部第一・地部第二・水部第三を總括してをり、その上に、歲時部第四を隔てて鬼神部第五をも、併せて此の天地部に取り入れたと云ふ意味に解すべきではなからうか。」（築島⁽³⁸⁾）（名古屋本に従えば、傍線部は天地部第一、歲時部第二、鬼神部第三に改められる。）

十 説

十卷本の部門構成上、神靈類を所屬させるのにふさわしい部は無い。「有天神地神故取於此部」とは、神靈類の中には「天神」「地神」という条項があるから天地部に取り入れた、の意である。二十卷本ではこれを良しとせず、神靈類をことさらに二門に分けて鬼神部として独立させたものである。（倭名類聚抄の部門構成で一つの部には二つ以上の門が必要）（愚案）

6 塵土類

十卷本屎条の糞字の注に「又糞土見塵土類」とあるが塵土類は二十卷本にはあるが十卷本にはない。

廿説

「十卷本を古形と見た場合、この注は後人の加筆と見ざるを得ないが、二十卷本を基として十卷本に改編したと見る時は、自然な注記と解せられるのである。」(築島³⁹)

十説

この注記は諸本で次のようになっている。

京本類 □□□□□□ (空白)

昌平本 又―出之見部也塵土類

曲直瀬本 又糞土見塵土類

下総本 又糞土見塵土部

B本 (ナシ)

板斎は「此六字似依那波本補入、而那波本却無之、疑不能明也(十卷本の「糞土見塵土類」はB本で補つたらしく見えるのだが、B本にはこの字句が無いので、はつきりしない)」と匙を投げた形である。塵土類が二十卷本にはあるが十卷本にはないとすれば、二十卷本先行の有力な証拠となろう。しかしながら、二十卷本にも本来塵土類は無かつたと考えられなくてはならないのである(次項参照)。また、愚考の一案であるが、この注記は本来「又糞土見水土類」とあるべき所が「又糞土見水土部」と誤られたため、「部」の右に「類」と注記し、これとは別に「糞土」の釈

倭名類聚抄の十巻本と二十巻本

義「塵土也」を近傍に書き添えていたもの、と見るのはどうであろうか。

7 水土類

二十巻本系の高山寺本の白土条の聖字の注に「已見天地水土類」とあるが水土類は十巻本にはあるが二十巻本にはない。

十説

二十巻本を古形と見た場合、この注は後人の加筆と見ざるを得ないが、十巻本を基として二十巻本に改編したと見る時は、自然な注記と解せられるのである。(愚案)

廿説

前項と逆で水土類が十巻本にはあるが二十巻本にはないとすれば、十巻本先行の有力な証拠となろう。しかしこの注記によつて二十巻本にも本来水土類があつたと見ることもできる。その場合前項の塵土類による二十巻本先行説は取り下げということになる。痛み分けである。(愚案)

8 塩梅類

十巻本巻四の塩梅類五十八の下に「薑椒橘皮等附出」とあるが、二十巻本では塩梅類に相当する所は塩梅類と薑蒜類に分かれている。

廿説

十巻本は「二十巻本の「塩梅類」「薑蒜類」の二類を一類としたが、それを総括するやうな適当な名が見当たらないので、一往「塩梅類」として如上の注記を附した」(築島⁴⁰)

十説

十巻本は調味料の中に香辛料を含め塩梅類(梅はウメズのこと、塩梅類はシオ・ス類の意で調味料のこと)としたが、香辛料を表す適当な名が見当たらなかったで、「薑椒橘皮等附出」とした。二十巻本は塩梅類を調味料に限り、香辛料は薑蒜類(シヨウガ・ニンニク類)として独立させた。その際調味料六品目、香辛料十三品目とアンバランスなので、塩梅の字句説明を塩梅条として独立させ、塩を白塩と黒塩に分けるなどして塩梅類の条項を増やした。(愚案)

9条項の配列

門内の条項の配列は十巻本の方が整っており、二十巻本は整っていないところがある。

十説

本来整っていたものを、転写や改編の際に乱したものである。(愚案)

廿説

「十巻本系のほうがより合理的であり整理されているように感ぜられ、二十巻本系の方がより未整理の部分を多く残しているように感ぜられる。」(蔵中進⁴¹)

「十巻本と二十巻本とで項目配列の違いが見られる部分は、すべて十巻本のほうが意義的にまとまっていると解釈できる。このことを、どちらが古く、どちらが改編されたものかという問題と関連させるならば、二十巻本のほうが先行形態であり、十巻本は、それを改編したものだと考えざるを得ない。逆に、十巻本から二十巻本が成立したとするならば、整っている項目配列をなぜ崩したのが説明されなければならないだろう。」(須賀⁴²)

十説

対立するテキストの一方が整い、他方が整っていない場合、一般的には整っていたものを転写の際に乱したと解釈するものである。しかし他の条件により整っていない方が原形であり、整っている方が後のものであることが考えられるならば、なぜそのようなになるか説明されなければならない。その一つが未整理であったものが整理された、という解釈である。整っていないことを未整理と解釈しているだけであって、最初から未整理であると記述して、未整理だから先行であるというのは論理の逆転である。

倭名類聚抄の諸本間で条項の配列が異なっている箇所は少なくない(校訂本である『箋注本』は、それらを整っている方を原形とする一般的な方法によって処理しているし、『道円本』も余りにも極端な乱れは訂してある)。それらの大半を「整っている項目配列を崩した」ものとしたまま(つまり『箋注本』の校訂に異議を出さず)、『箋注本』と『道円本』の異なるところのみ二十巻本が未整理だから先行とするのは、公平性に欠けるのではないか。(愚案)

10 条項の体例

二十巻本で始めは「星 説文云万物精上所生也〔桑経反和名保之〕」の体例であるが、卷二の途中から十巻本と同じ形式「星 説文云〔桑経反和名保之〕 万物精上所生也」に変わる。

廿説

始めは書く側の書きやすさによっていたが、途中から読む側の立場に立つて方式を変えたのである。より安定した方式で書きはじめられている十巻本を作り直して、二十巻本になる必然性を見出すのは困難である。^(望月)

十説

該当部分は二十巻B本である。B本にしか見られない体裁は概して二十巻本内部での改変の際に生じたものと見てよい。大方の二十巻本原撰論者もこの部分の改変を認めた上でないと論を展開できないようである。その意味で説得性にかける論である。

もちろん、二十巻B本に見られるこの種の体例は後人による改竄である。^(愚案)

11 出典

倭名類聚抄の出典は、十巻本と二十巻本とで多少の違いがあるが、十巻本のみに見られる出典には全体の傾向と異なるほど際立った出典はない。一方、二十巻本にのみ見られる出典の中では、孫愔切韻が際立っている。^(宮沢)

十説

これは二十巻本に孫愔による増補があったことを示している。^(愚案)

倭名類聚抄の十巻本と二十巻本

廿説

ただし、高山寺本にはこの増補は認められないので、二十巻本内部の伝写の過程で、高山寺本以後にこの増補が行われたと見ることができる。(宮沢⁴⁵)

再説

このことは直接、原撰論にはかわらない。しかし、二十巻B本とC本には孫愔による増補があるということは、B本とC本が共に孫愔による増補という経過を経ている同一系統内の異本であることを示すものであつて、これは後の項目に関連する。(宮沢⁴⁶)

12 日本紀私記

日本書紀関係の出典は、十巻本は日本紀私記からの引用のみであるが、二十巻本は日本紀私記の外に「日本紀云」として日本書紀から直接引用している。(藏中しのぶ⁴⁷)

廿説

『和名抄』の「日本紀云」の注記は、廿巻本系に特有のものであり、十巻本系の原初形態には存在しなかった。廿巻本系が「日本紀」の引用によつて示す語は『日本書紀』語彙にほぼ一致しており、……廿巻本系の「日本紀」引用語のうち『日本書紀』語彙にない三例は、すべて十巻本系の「日本紀私記」引用語において正しい形で示され、註文形態も整えられている。このことは『和名抄』廿巻本の成立が十巻本に先立つことを示すとともに、両系統にはそれぞれ別の撰述方針があつたことを示唆するものと思われる。すなわち、廿巻本系が「日本紀」に拠つて掲出

した語例は、『日本書紀』古鈔本傍訓と同様、種々の系統の訓を雑然としたまに含むものであり、その語形の性格を明確に示すものではない。むしろ当代的語形を優先する傾向が認められる。これに対して、十卷本系は「日本紀私記」を基準とした文献上確認できる語形を尊重し、「日本紀私記」を基準とした語形の性格づけをはかっている。廿卷本系が「日本紀」に拠って示した種々雑多な訓の性格を明示し、『日本紀私記』訓注語彙を基準として整序したものが十卷本系の「日本紀私記」引用条であるのではないか。」(蔵中の⁽¹⁷⁾ぶ)

十説

日本書紀語彙群が廿説の言の通り平安中期の『日本書紀』に関連するものであるとしても、上述の論証で二十卷本原撰説が展開できているのであろうか。その論証の過程には無理があるように思われる。

「日本紀云」の引用形態は二十卷本のうちのB本にのみ見られ、C本・高山寺本には見られない。特に卷十のB本の「日本紀」は高山寺本では総て「日本紀私記」になっている。十卷本・二十卷本を問わず、日本書紀関係は本来すべて「日本紀私記」の引用なのである。

B本の「日本紀」の漢字表記や和訓が「日本紀私記」よりは「日本書紀」の本文と古鈔本の「古訓」に一致する、という指摘は二十卷本B本の改編が那边で行われてたかを示唆する点で評価されるべきである。「日本紀」の引用が神代紀に集中するとの指摘からも明らかのように、「日本書紀」語彙または『日本書紀』古鈔本傍訓というのは中世の神代紀訓読に関連するものであり、B本改編者は、書紀語彙が「日本紀私記」の引用に止まることを潔しとせず、日本書紀に直接当たって書き換えたものであろう。以下、廿説を十説に書き換える。

「日本紀云」の注記は、二十卷B本に特有のものであり、十卷本及び二十卷本の原初形態には存在しなかった。二十

倭名類聚抄の十巻本と二十巻本

巻本B本が「日本紀」の引用によって示す語彙は『日本書紀』中世写本の語彙にほぼ一致している（一致しないものが三例ある）。これらは十巻本及び原初二十巻本では「日本紀私記」からの引用という形で整っている。このことは十巻本と原初二十巻本の成立が二十巻本B本に先立つことを示すとともに、二十巻本B本には十巻本及び原初二十巻本とは別の撰述方針があったことを示唆するものと思われる。すなわち、二十巻本B本が「日本紀」に拠って掲出した語例は、『日本書紀』中世写本傍訓と同様、種々の系統の訓を雑然としたままに含むものであり、その語形の性格を明確に示すものではない。むしろ「日本紀私記」以来の古訓よりは当代的語形（当代の書紀研究により復元構築された疑似古代語）を優先する傾向が認められる。これに対して、十巻本及び原初二十巻本は「日本紀私記」を基礎資料としてそのまま引用し、書紀語彙だからといってわざわざ日本書紀で確認することとはしていない。このような十巻本及び原初二十巻本の行き方に飽き足らず、「日本紀」の記述に重点を置き、そのために日本紀私記が本来持っていた役割を見失い、種々雑多な訓を示すようになったのが二十巻本B本の「日本紀」引用条であるのではないか。（愚案）

再説

日本書紀関係の出典は、十巻本・二十巻本ともに日本紀私記からの引用のみである。（愚案）

13 和訓に冠する和名

倭名類聚抄では漢籍出典を引く場合、和訓に「和名」を冠するのが本来の形であるが、十巻本ではこの「和名」が脱落する例が多い。（漢籍出典を引く場合は和訓に「和名」を冠し、国書出典を引く場合は「和名」を冠しない、とい

うのが原則である。)(築島⁴⁹)

諸本ごとに原則通りを○、原則を崩して和訓の総てに「和名」を冠しないものを×、和訓の総てに「和名」を冠するものを△で示すと、概略は次のようになる。

	京本	昌平本	曲直瀬本第一冊	下総本	尾張本	高山寺本	C本	B本
天地部・人倫部等	○	○	○	○	○			△
形体部・疾病部等	×	×	×	×	×			△
居処部以下	×	○		○		○	○	△
								(宮沢 ⁵⁰)

廿説

「この事實は二十巻本をより古い形と考へて始めて理解し得るもので、二十巻本ではこの原則に従つて整備されてゐたが、十巻本の難波本〔京本〕の如き形に改編される際、「和名」の如き必ずしも必要でない記載が省略されて、しかも、巻第一と二については一往守られたが、巻第三以下は蔑にされた結果、現存のやうな状態となつた。そして又、同じ十巻本でも、この省略が行はれずに古形の遺された、林家本〔昌平本〕・天文本〔下総本〕なども存在するのであ

倭名類聚抄の十巻本と二十巻本

る、と解すべきであらう。」(築島⁵¹)

日本名検索のために「和名」の冠称が除去された。十巻本が先行すると仮定すると、「和名」の無い所に「和名」が冠せられることが合理的に説明できない。(望月⁵²)

十説

形体部・疾病部等の「和名」は早くから脱落していたが、それ以外の部分では十巻本・二十巻本ともに原則は守られていた。十巻本では京本類で居処部以降の「和名」が脱落した。一方二十巻本ではB本で総ての和訓に「和名」を冠する傾向が出たため、原則が崩れた。(宮沢⁵³)

再説

倭名類聚抄では、十巻本・二十巻本ともに漢籍出典を引く場合、和訓に「和名」を冠するのが本来の形であるが、形体部・疾病部あたりでは早くから「和名」が脱落していたらしい。(宮沢⁵⁴)

14 出典引用の「云」と「曰」

出典を示す場合、「云」と「曰」があり、「人物には「云」を用い、典籍には「曰」を用いているのである。」「二十巻本『和名抄』には、こうした書き分けが行われていない。こうした異字同訓を書き分けたのが『和名抄』の原撰本であるのか、もしくは書き分けがなく、混乱・紛雑な形が原撰本であるのか、十巻本・二十巻本の前後関係を考えさせる上でもおもしろい問題であると思う。」(中田⁵⁵)

十説

書き分けのあるのが本来で、十巻本が原撰である。(愚案)

廿説

書き分けが行われていないのは二十巻本B本だけである。二十巻本も本来書き分けがあつた。(宮沢⁵⁶)

再説

十巻本・二十巻本共に、出典を示す場合、人物には「云」を用い、典籍には「曰」を用いている。(宮沢⁵⁷)

15馬・「ウマ」と「ムマ」

馬は十巻本では「ムマ」、二十巻本では「ウマ」である。

松井本

道円本

久良閉无麻

久良閉宇麻

久呂美止利乃无万

久路美度利能宇麻

乎之路乃无麻

乎之路能宇麻

无波比由

宇萬比由

(佐佐木⁵⁸)

廿説

国語史的に「ウマ」が古く、「ムマ」が新しい。二十巻本が先で、十巻本が後である。(佐佐木⁵⁹)

十説

「按本書引漢語抄皆作字（倭名類聚抄で漢語抄を引くときには馬はすべて「ウマ」である）」（校斎⁶⁰）
 「概して成書からの引用の場合にウの仮名、ムの仮名は和名抄の新たな表記という区別があるように見える」（高羽⁶¹）

京本類 下総本 B本 C本

クラベムマ ○无 ○无 ↓ ×字

漢語抄 クロミドリノウマ ×无 ↑ ○字 ↑↓ ○字

漢語抄 ラシロノウマ ×无 ↑ ○字 ↑↓ ○字

楊氏漢語抄 ウマヒユ ×无 ×无 ↑ ○字

二十巻本優位の例は一例だけである。

十巻本と二十巻本の対立本文で、例えば二十巻本の方が優位の本文が一つあったからといって直ちに、両者の共通祖本が二十巻本であったと断定できるわけではない。祖本が十巻本で、その箇所でもまた二十巻本の方にのみ本来の本文字句が伝わったのかも知れないからである。もともとそのような例が数多くあれば、祖本が二十巻本である蓋然性は高くなる。（愚案）

ただし十巻本と二十巻本の本文対立は一三〇〇箇所にとどまり、および現存本文の字面は四対一の割合で二十巻本優位の形で用意されていること、に留意すべきである。（宮沢⁶²）

再説

馬は漢語抄類から引用した場合には「ウマ」であるか、それ以外は「ムマ」である。十巻本・二十巻本ともに例

外は少ない。(宮沢⁶³)

16 黍・「キミ」と「キビ」

黍は十巻本では「キビ」、二十巻本では「キミ」である。

松井本

道円本

阿賀岐々比

阿賀木々美

岐比乃毛知

木美乃毛智

久呂岐比

久呂木々美 (佐佐木⁶⁴)

廿説

国語史的に「キミ」が古く、「キビ」が新しい。二十巻本が先で、十巻本が後である。(佐佐木⁶⁵)

十説

京本類

下総本

C本

×アカキ、ビ

↑

○アカキ、ミ

○アカキ、ミ

×クロキビ

↑

○クロキ、ミ

○クロキ、ミ

×キヒノモチ

↑

○キミノモチ

○キミノモチ

十巻本・二十巻本ともに「キミ」である。

(愚案)

倭名類聚抄の十巻本と二十巻本

再説

黍は十巻本・二十巻本ともに「キミ」であるが、十巻本の末流本文では「キビ」としたものがある。(愚案)

17 梅・「ウメ」と「ムメ」

梅は十巻本では「ムメ」、二十巻本では「ウメ」である。

松井本 道円本

无女 宇女 (佐佐木)⁽⁶⁶⁾

廿説

国語史的に「ウメ」が古く、「ムメ」が新しい。二十巻本が先で、十巻本が後である。(佐佐木)⁽⁶⁷⁾

十説

京本類 下総本 C本

×ムメ ↑ ○ウメ ○ウメ (愚案)

再説

梅は十巻本・二十巻本ともに「ウメ」であるが、十巻本の末流本文では「ムメ」としたものがある。(愚案)

18 「エ」の仮名・「衣」と「江」

「エ」の仮名は語頭および「ヒエ」⁽⁶⁸⁾「衣」、語中尾「江」である。(馬淵)⁽⁶⁸⁾

十説

京本類 下総本 二十卷C本

ノラエ ○江 ○江 ↓ ×衣 十卷本↓二十卷本

ヌカエ ○江 ○江 ↓ ×衣 十卷本↓二十卷本

イヌエ ○江 ○江 ↓ ×衣 十卷本↓二十卷本

カラエ ×衣 ↑ ○江 ↓ ×衣 下総本↓その他の十卷本↓二十卷本

ナマエノキ ×衣 ×衣 ↑ ○江 二十卷本↓十卷本

アラヒエ ○衣 ↓ ○江 ↑ ○衣

エタ ○衣 ↓ ×江 ↑ ○衣

ヲノノエ ○江 ↓ ×衣 ↑ ○江

サスエ ○江 ↓ ×衣 ↑ ○江

イヲノフエ ×衣 ↑ ○江 ○江

廿説

「エ」の仮名は次のように本来のア行のエとヤ行のエの区別を残したものであり、二十卷本が正例である。

松井本 道円本

以奴江 以奴衣

以乎乃布衣 伊乎能布江

北大文学部紀要

(宮沢⁶⁹)

倭名類聚抄の十巻本と二十巻本

奈万衣乃岐 奈万江乃木

奴加江 奴加衣

乃良江 乃良江 (佐佐木⁷⁰)

十説

廿説では十巻本と二十巻本とが一致する場合は、ア行のエとヤ行のエの発音の区別を失ったものであり、語頭および「ヒエ」「衣」、語中尾「江」であるとしながら、十巻本と二十巻本とで一致しない場合に限り、発音の区別に対応するするのは奇妙である。(愚案)

再説

ア行とヤ行のエの区別については、各資料について再検討が必要であろう。本草和名・土佐日記など、区別の有無で論が分かれている。(愚案)

19 参照注

他の条項を参照させる注に次のような例がある。

十巻本

紫苔 胡荽見飲食部塩梅類

果蓏 核見果蓏具

牛角 角等已見上文

二十巻C本

胡荽見厨部塩梅類

核見菓蓏具

角等已見上文

牛角は牛馬体百六に所属　牛角は牛馬体第一百五十に所属

それぞれの参照されるべき条項は次の通りである。

十巻本　二十巻本C本

胡荽　飲食部塩梅類　飲食部薑蒜類

核　果蓏部果蓏具　菓蓏部菓具

角　獸体百三　毛群体第二百三十五

いずれも十巻本は適合し、二十巻本は適合しない。(宮沢^①)

十説

十巻本の字面が本来のものであり、これを二十巻本に改編する際なおし忘れたものである。(宮沢^②)

廿説

これらはいずれも二十巻本C本にのみかかわっているから、十巻本を二十巻本C本に改編するときに直し忘れたものとも見ることができ。二十巻本のC本とB本は異質のものであるが、両者の重なり合うところがないため、相互の系統関係は不明である。そこで考えられる仮説は、二十巻本C本は、二十巻本B本が後半部分を失ったため新たに十巻本を改編して補ったものではないか、というものである。(宮沢^③)

再説

上述のように孫愐による増補によって二十巻本B本とC本を共に同一系統内の異本と見ることができるので、廿説の仮説は成り立たない。この参照注はやはり十巻本原撰の有力な証である。(宮沢^④)

倭名類聚抄の十卷本と二十卷本

20 漢語抄と倭名類聚抄

倭名類聚抄の序文で、勤子内親王は楊氏漢語抄・弁色立成・日本紀私記・本草和名の四つの漢語抄を挙げて、辞書編纂を源順に命じている。倭名類聚抄はこれら四つの漢語抄を集成し、倭名によって類聚した書（抄）である。

十説

十卷本の全条項・項目のうちに、この四漢語抄由来であると確認できるものは五割以上あり、六〇七割以上の漢語・和語が漢語抄由来であると見込まれる。実際に楊氏漢語抄・弁色立成・日本紀私記・本草和名の四書を集成して類聚すれば、十卷本の大概は構成できるものと思われる。これを原初形態と見ることは自然であり、そこには当然、職官国郡等の漢語抄に無い事彙郡は含まれない。（宮沢²⁶）

倭名類聚抄の成立論はおおむね十卷本原撰を作業仮説として行われている。その成果の一つである「漢語抄類集成説」に対して、二十卷本原撰論の側からの異論は出ていない。（愚案）

廿説

二十卷本原撰は概して享受論の側から説かれており、成立論に対しては無力である。「漢語抄類集成説」に異議となえず、なおかつ二十卷本原撰とする論は後項に出るが、木に竹を継いだ感を否めない。（愚案）

21 二十卷本独自部分 1

職官・国郡・曲調・薬名等

十説

「二十巻本が十巻本の増補であるべき一つの理由は、云わば、辞書発展史的立場からの、演繹論によるものである。即ち、両本を比較する時、二十巻本のプラスは、原則として、すべて、百科事書的な内容の項目ばかりであると云つてよい。とするならば、両者の違いは、「一方が、より辞書乃至字書的であるとするならば、一方は、より事書的である」と云う、質的な差異であり、一つの発展として把握し得るのである。それを、逆に、本来的なものから、百科事書を削りさると云う方向への変化と見ることは、発展史を逆行する現象として、考えることは困難であると思われる。」(浜田⁽⁷⁶⁾)

廿説

右の見解は辞書発展史的立場とか、演繹論とかの、術語の意味が具体性を欠いているため、もう一つ分かりにくい。これは単に1「辞書は 字典から 事典へと 発展する」という命題は「真である」(大前提)、2「倭名類聚抄は辞書である。十巻本は字典である。二十巻本は事典である」(小前提)、3「よつて 倭名類聚抄は 十巻本から 二十巻本へと 発展したものである」(演繹的論証了)、と云うことを表現していると解してよいのであろうか。

(愚案)

22 二十巻本独自部分2

「其二十巻本多於十巻本者、時令・楽曲・湯葉・官職・国郡・殿舎凡六部、(十巻本に無く二十巻本にのみ見られるのは①歳時部・②曲調類・③薬名・④職官部・⑤国郡郷里部・⑥居宅部諸名の六部である)」(校斎⁽⁷⁷⁾)

倭名類聚抄の十卷本と二十卷本

十説

「時令一部訓注全缺、楽曲・湯藥倭名所無、至官職・国郡・殿舎諸名、自是皇国制度、雖載訓語、匡云倭名、皆書中所不応有、①は見出し語だけしかなく、②③には和名が無い、④⑤⑥は日本語（固有名詞）であり、そこに記されている読み仮名は漢語に対比すべき「和名」とは言えない——この六部はいずれも倭名類聚抄の中にあつてはならないものである。」（椋倉⁷⁸）

廿説

「漢文を読むための辞書の編纂を依頼された源順は、勤子の要求を尊重しながら、それを機に、自分でなければ作れない辞書の編纂をめざした。……和名の一部として日本全土の地名を……もりこみ」、琴の名手勤子のための曲調類、貴族生活に密着した職官部、貴人にのみ役立つ知識としての薬名類を立てた。このような二十卷本は、一般の要求とはずれており、不必要な職官部等を削除して「常識的な枠をはみ出さない「漢文を読むための義書」に作りかえ」たのが十卷本である。（望月⁷⁹）

再説

十説 廿説ともに二十卷本独自部分を、あつてはならない部分、元来の要求からは外れる部分、不必要な部分とする点は同じであるが、これを倭名類聚抄の中に収めた者を誰と見るかは違っている。（愚案）

23 国郡部郷里部 1

『和名抄』所載の郷名は「『古代郷名集成』と比較すれば、九世紀から十世紀前半、ことに九世紀前半の状態と最

もよく一致するものであり、「郡単位の郷数を「郡別郷数の比較表」にてらしても、九世紀ころの実状とよく一致するものである。」(池辺⁸⁰)

廿説

「この郷名が源順の時代即ち十世紀より一世紀早い、九世紀現在のものであったとするならば、この郷名を和名抄の中に取り入れたのは源順自身であったとする可能性を強く感じるものである。」(池辺⁸¹)

十説

九世紀に成った原資料を、二十巻本への改編者が利用することは可能である。(愚案)

24 国郡部郷里部 2

「官職・国郡、時有出格、」(椋斎⁸²)

国郡郷里部にはハ行転呼、ア・ヤ・ワ行の混同などの例がある。

十説

「則決知二十巻本之非源君旧本、」(椋斎⁸³)

廿説

「高山寺本および道円本にみられるところの、《ハ行転呼音》や「オ」「ヲ」の語中における混同などの現象を反映している疑問例は、他本の標記例と照合することによってすべて解消し、二十巻本にもともと存在した可能性のないものばかりである。」(佐佐木⁸⁴)

倭名類聚抄の十巻本と二十巻本

十説

二十巻本の郷里部は本来高山寺のようなものであったが、余戸・駅家などが省かれていたため、B本は別の資料と差し替えたのである。(宮沢⁸⁵)

従って、他本で表記が正しいからと言って高山寺本に本来「出格」があったことが否定される訳ではない。(愚案)

廿説

しかしながら、この種の「出格」は書写の過程で起こり得るものであり、二十巻本の郷里部に本来「出格」が無かったことを、否定し得るものでもない。(愚案)

25 国郡部郷里部³

郷里部の「エ」の仮名は語頭「衣」、語中尾「江」である。(佐佐木⁸⁶)

高山寺本	語頭	語中尾	異例率
------	----	-----	-----

衣	四	一	〇・二〇
---	---	---	------

江	四	八	〇・三三
---	---	---	------

異例率	〇・五〇	〇・一一	
-----	------	------	--

道円本	語頭	語中尾	
-----	----	-----	--

衣	六	一	〇・一四
---	---	---	------

江	七	一四	〇・三三
異例率	〇・五四	〇・〇七	

廿説

これは、語頭「衣」、語中尾「江」という、郷里部以外の「他の諸巻におけるこの分用傾向とパレルなものであり、原撰当時になく、後世にいたって追補された部分であるという説の有力な「国郡部」は、逆に、もともと『和名類聚抄』における他の諸巻と一体のものとして原撰当初から存在していたのではないか、という推定をみちびくものである。」(佐佐木⁹⁷)

十説

発音に対応して使い分けられていた「衣」と「江」は、発音が同じになると、それ以前から語頭にしか現れなかった「衣」が、語中尾には使わない仮名とみなされるようになった。郷里部の「衣」と「江」の使い分けは、「衣」は語頭にしか使わないということであって、これは源順が対比的に「江」を語頭には使わないとした用法に先立つものである。郷里部の原資料は基本的には九世紀中頃までの実勢に対応し、それ以後延喜年間ごろまでの変化に応じて修正を施しつつ使用されたものである。地名訓もそれら原資料に逐次延喜年間頃までに付されていったものであろう。(愚案)

26 職官部

職官部にはハ行転呼の混同などの例がある。(掖斎⁸⁸)

十説

「則決知二十巻本之非源君旧本、」(掖斎⁸⁹)

廿説

「これらの例外は、「職官部」のなかの近接した位置に集中して現れており、……「職官部」には、他にも和語のそえられている項目はすくなくらずあるが、それらの和語には同様の違例がみられないのである。……となると、これらの違例が「職官部」に存在することをもつて、「職官部」そのものが追補部であることの証憑とすることはできなくなるのである。むしろ、相互に接近してあらわれるこれらの例外は、後世のかきいれあるいはのちのかきかえであるときではあるまいか。この部分には、また無訓の項もあることをかんがえたと、これらが後世の付訓によるものでないといきれないのである。いずれにせよ、これらを例証として「職官部」は後世における追加部であると断定するために、これらの違例が近接した項目に出現する事実に対して納得しうる説明をあたえなければならぬ。」(佐佐木⁹⁰)

十説

職官部に倭名類聚抄成立時に相応しくない「出格」があるということは、1 職官部が後世の成立であること、2 本来「出格」は無かったが後世転写の過程で「出格」が生じた、のいずれかである。1 の場合は二十巻本は原撰でないということになる。2 の場合は、a 後世の人が古くからあった資料によって職官部を追加した、b 倭名類聚抄

成立時に職官部があつた、のいずれかである。違例が近接することを理由に2（本来「出格」は無かつた）と断じたところでb（倭名類聚抄成立時に職官部があつた）が立証される訳ではない。また、違例が近接した項目に出現する事実に対して納得しうる説明がないから「職官部」は後世における追加部とは言えない、といひもおかしなものである。「職官部」が倭名類聚抄成立時から存在したと断定するためにためには、職官国郡部が他の諸部に比して明らかに異質なものである事実に対して納得しうる説明をあたえなければならない、というのが実態なのだから。（愚案）

以上二六項にわたつて見て来たが、大半はいずれの原撰説の論拠ともなし得ぬものである。

5 神靈類の「故取於此部」、8 塩梅類の「薑椒橘皮等附出」、23 国郡郷里部の実勢（九世紀）、24 国郡郷里部のハ行転呼、ア・ヤ・ワ行の混同などの例、25 郷里部の「エ」の仮名（語頭）、「衣」、語中尾「江」、26 職官部のハ行転呼の混同例は厳密に言えば原撰説とかわりがない。4 高山寺本の「居処部第十」、6 塵土類、7 水土類はどちらの説でも解積可能である。21 辞書発展史的立場は十卷本原撰を前提にしての解釈であらう。

15 馬・「ウマ」と「ムマ」の異例、16 黍・「キミ」と「キビ」の異例、17 梅・「ウメ」と「ムメ」の異例、18 「エ」の仮名・「衣」と「江」の異例は十卷本の末流本文にのみ見られる現象である。一方、10 条項の体例の変化、11 孫撫による増補、12 日本書紀の引用、14 出典引用の「云」と「曰」の異例は二十卷本の末流本文にのみ見られる現象であり、13 和訓に冠する和名の異例は十卷本・二十卷本双方の末流本文に見られる現象である。これらを除く残る事象の十卷本原撰説、二十卷本原撰説それぞれの立場からの解釈を以下に記して本稿のまとめとする。

十説

倭名類聚抄は楊氏漢語抄・弁色立成・日本紀私記・本草和名の四つの漢語抄を集成し、倭名によって類聚した書（抄）である。実際に四書を集成して類聚すれば、十巻本の大概は構成できる。これを原初形態と見ることは自然であり、そこには当然、職官国郡等の漢語抄に無い事彙群は含まれない。

十巻本は、漢語抄類などから得た字彙材料を過不足無く分類したため、独自の部門構成となつてゐる。これは分類意識を以て次第され、秩序立つた整然たる体系である。

廿巻本の分類配列は局部的には条理が立つても全体として見ると統制が取れていない。これは十巻本の分類意識に対する充分の理解も無く改造したため、原撰者の条理ある意図を破壊するものも現れ、分類の後半に於て全体としての調和を欠くものも生ずるに至つたものである。また、部門構成は二十巻本の方が、先行する類書と共通するものが多いことから分かるように、二十巻本は部門構成が先行し、十巻本を一般的（漢土以来の權威ある）類書の形態に改めたため、空白となる国郡・職官・曲調・薬名に漢和对照とは言いがたい事彙で穴埋めして形を整えたのである。

門内の条項の配列は諸本により異なる所があるが、これは整つてゐる方が先行形態である。十巻本と二十巻本とを比較すると、十巻本の方が整つており、二十巻本は整つていないところがある。本来整つていたものを二十巻本への改編の際に乱したものである。

二十巻本で、他の条項を参照させる注の中に、十巻本にのみ見られる部門名が挙げられているものがある。これは二十巻本に改編する際に直し忘れたものである。

廿説

倭名類聚抄の部門構成は二十卷本のほうが、先行する類書と共通するものが多い。このことは、二十卷本の部門構成の方が十卷本のそれに先行することを示している。

総じて、二十卷本の分類の部立の排列順は論理的に徹底していない嫌いがある。分類の部が変わる所でも、各条項にはある種の意味・文字上の連想のようなもので継続していると思はれる点がある。これは意義分類を目指したのであるが、諸所に連想的に筆を走らせた点があり、まだ意義分類の方針が徹底していなかったためである。（もともと二十卷本では、その部の中に収められた項目の内容・機能に重点をおいて、それが類似するのなるべく相隣るように並べていると見ることも出来、不整備であるとは必ずしも断ぜられない。）

十卷本は、二十卷本に比べて、意義分類の点で徹底してをり、類似の意味を有する部が纏められている。これは十卷本に改編する際に、意義分類を実現して、類似の意味の部を極力集めて纏めるやうにしたためである。また、十卷本では、形式的・外形的な面に重点をおいて配列しているという見方も可能である。

門内の条項の配列は諸本により異なる所がある。このうち十卷本と二十卷本とを比較して十卷本の方が整っていると見られるのは、未整理であつたものが十卷本への改編の際に整備されたのである。一方十卷本内部に見られる条項配列の異同は、二十卷本以来の整備されているものの方が本来の形である。

倭名類聚抄は漢語抄類の集成をめざすものであつたが、源順は、その方針を尊重しながら、それを機に独特の辞書の編纂をめざし、曲調類、職官部、国郡部、薬名類を立てた。これを本来の方針である漢語抄類の集成の形に改めたのが十卷本である。

倭名類聚抄の十巻本と二十巻本

注

- 1 『日本書目大成1』一九七九年三月、汲古書院。
- 2 正宗敦夫編『倭名類聚鈔』一九六七年八月、風間書房。
- 3 京都大学文学部国語学国文学研究室『諸本集成倭名類聚抄 本文編』一九六八年七月、臨川書店。
- 4 杉本つとむ編『和名抄の新研究』一九八四年一月、桜楓社。
- 5 狩谷望之『箋注倭名類聚抄』(一八二七年序、一八八三年四月、印刷局)。(京都大学文学部国語学国文学研究室編『諸本集成倭名類聚抄 本文編』(一九六八年七月、臨川書店)による。)
- 6 矢島三郎『和名抄十巻本と廿巻本の分類の比較(分類意識を主として)』『国学』第5輯、一九三七年一月。
- 7 秋本吉郎『和名類聚抄二十巻本の原形』『国文学』第1号、一九五〇年五月。
- 8 坂本太郎『高山寺本倭名類聚抄について』(『地方研究論纂』一九五四年十一月)。
- 9 和田英松『本朝書籍目録考証』一九三六年十一月、明治書院。
- 10 築島裕『圖書寮本類聚名義抄と和名類聚抄』『国語と国文学』第40巻第7号、一九六三年七月。
- 11 沖森卓也・倉島節尚・加藤知己・牧野武則『日本辞書辞典』『和名類聚抄』(林史典)、一九九六年五月、おうふう。
- 12 京本中冊、東京大学国語研究室編『倭名類聚抄京本・世俗字類抄二巻本』東京大学国語研究室資料叢書13、一九八五年六月、汲古書院。
- 13 京本転写本上・下冊、馬淵和夫編『和名類聚抄古写本声点本本文および索引』一九七三年六月、風間書房。
- 14 伊勢本、前掲(注13)書所収。
- 15 昌平本は現在所不明、転写本あり、影印なし。
- 16 『真福寺本倭名類聚抄』一九二六年二月、古典保存会。
- 17 真福寺本、前掲(13)書所収。享和板本、前掲(注3)書所収。
- 18 宮澤俊雅『倭名類聚抄の尾張本について』(『山口明穂教授還暦記念国語学論集』一九九六年六月、明治書院)。
- 19 曲直瀬本は現在所不明、転写本あり、影印なし、

- 20 下総本転写本、東京大学国語研究室編『倭名類聚抄天文本』東京大学国語研究室資料叢書12、一九八七年一月、汲古書院。
- 21 古辞書叢刊行会『松井本和名類聚抄』静嘉堂文库蔵版、一九七五年一月。
- 22 国文学研究資料館マイクロフィルム。
- 23 伊勢広本、前掲(注13)書所収。
- 24 天理図書館善本叢書和書之部編集委員会『和名類聚抄・三宝類字集』(天理図書館善本叢書和書之部第2巻)、一九七一年十一月。
- 25 古辞書叢刊行会『和名類聚抄二十巻本』大東急記念文庫蔵版、一九七三年一月。
- 26 名古屋博物館編『和名類聚抄』(解説)は榎英一氏署名、名古屋博物館資料叢書2、一九九二年六月。
- 27 前掲(注6)。
- 28 前掲(注10)。
- 29 前掲(注6)。
- 30 前掲(注10)。
- 31 築島裕「古辞書における意義分類の基準」(『品詞別日本文法講座』第10巻、一九七三年六月、明治書院)。
- 32 前掲(注31)。
- 33 前掲(注6)。
- 34 前掲(注31)。
- 35 前掲(注31)。
- 36 渡辺実「和名類聚抄・三宝類字集解題」、前掲(24)書。
- 37 宮澤俊雅「倭名類聚抄二十巻本成立の一過程」『北海道大学人文科学論集』19号、一九八六年三月。
- 38 前掲(注10)。
- 39 前掲(注10)。
- 40 前掲(注10)。
- 41 藏中進「『和名類聚抄』の語彙と配列」(『谷山茂教授退職記念国語国文学論集』、一九七二年十二月、塙書房)。

倭名類聚抄の十巻本と二十巻本

- 42 須賀一好『和名類聚抄の項目配列——二十巻先行説を支持する一つの推定——』『訓点語と訓点資料』第69輯 一九八三年八月。
- 43 望月郁子『類聚名義抄の文献学的研究』一九九二年二月、笠間書院。
- 44 宮澤俊雅『倭名類聚抄諸本の出典について』『北海道大学文学部紀要』45ノ2、一九九七年一月。
- 45 前掲(注44)。
- 46 前掲(注44)。
- 47 蔵中しのぶ『和名類聚抄』所引『日本紀』『日本紀私記』の再検討——十巻本・廿巻本の異同を中心に——『水門——言葉と歴史——』第16号、一九八八年十二月。
- 48 前掲(注47)。
- 49 築島裕『和名類聚抄の和訓について』『訓点語と訓点資料』第25輯、一九六三年三月。
- 50 宮澤俊雅『和名類聚抄の和訓について』続貂——和訓に冠する『和名』の有無について——(『築島裕博士還暦記念国語学論集』一九八六年三月、明治書院)。
- 51 前掲(注10)。
- 52 前掲(注43)。
- 53 前掲(注50)。
- 54 前掲(注50)。
- 55 中田祝夫『日本の漢字』(日本語の世界4)一九八二年六月、中央公論社。
- 56 宮澤俊雅『倭名類聚抄諸本の書承関係の検証——上同と同上・ウマとムマ・衣と江・云と曰・已上本注——』(『築島裕博士古稀記念国語学論集』一九九五年十月、汲古書院)。
- 57 前掲(注56)。
- 58 佐佐木隆『国語史から見た『和名類聚抄』——十巻本と二十巻本の先後——』『国語と国文学』第60巻第7号、一九八三年七月。
- 59 前掲(注58)。
- 60 前掲(注5)。

- 61 高羽五郎「和名抄が漢語の語形を表記するのに用いた方法を中心として文字遣から平安時代の国語化した漢字音を探る」とぐち——漢字音考察の一——」『金沢大学法文学論集』文学篇6、一九五九年二月。
- 62 宮澤俊雅「倭名類聚抄天文本解題」、前掲（注20）書。
- 63 前掲（注56）。
- 64 前掲（注58）。
- 65 前掲（注58）。
- 66 前掲（注58）。
- 67 前掲（注58）。
- 68 馬淵和夫『国語音韻論』一九七一年四月、笠間書院。
- 69 前掲（注56）。
- 70 前掲（注58）。
- 71 前掲（注37）。
- 72 前掲（注37）。
- 73 前掲（注37）。
- 74 前掲（注44）。
- 75 宮澤俊雅「倭名類聚抄と漢語抄」（『東京大学国語研究室創設百周年記念国語研究論集』一九九八年二月、汲古書院）。
- 76 浜田敦「和名類聚抄」（山田忠雄編『本邦辞書史論叢』一九六七年二月、明治書院）。
- 77 前掲（注5）。
- 78 前掲（注5）。
- 79 前掲（注43）。
- 80 池邊彌『和名類聚抄郷名考証増訂版』一九七〇年三月、吉川弘文館。
- 81 前掲（注80）。

倭名類聚抄の十巻本と二十巻本

- 82 前掲(注5)。
83 前掲(注5)。
84 佐佐木隆『和名類聚抄』の「国郡部」と「職官部」——二十巻本原撰説のために——『国語国文』第52巻第6号、一九八三年六月。
85 宮澤俊雅「倭名類聚抄二十巻本諸本の類別」『国語と国文学』第53巻第4号、一九七六年四月。
86 前掲(注84)。
87 前掲(注84)。
88 前掲(注5)。
89 前掲(注5)。
90 前掲(注84)。